

債務承認弁済契約書

X（以下「甲」という。）とY（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して負担する債務の承認ならびに弁済に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（債務の承認）

乙は、本日現在甲に対し、既に弁済期の到来している下記の債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを承認する。

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間に、乙が甲より買い受けた〇〇の買掛金債務金〇〇〇〇万円

※契約の目的となる債務の内容を特定して、明確にします。

第2条（債務の弁済）

乙は、甲に対し、契約日の属する月のから毎月の月末までに、前条の債務及び利息を甲の指定する銀行口座に振り込むことにより、分割払いにて返済するものとする。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。

- (1) 平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月までの毎月末日限り、金〇〇万円ずつ〇〇回払い
- (2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、残額金〇〇〇〇万円

第3条（利息）

乙は、本件債務について平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで年率〇〇%の割合による利息を負担するものとし、前条の債務の弁済期に既経過分を、甲の指定する銀行口座に現金振込する方法にて甲に支払う。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。

第4条（期限の利益の喪失）

乙において次の各号の一つにでも該当した場合は、甲より何らの催告なくして、本件債務について期限の利益を喪失し、本件債務残高及びこれに係る利息の全額を直ちに現金で甲に返済する。

- (1) 本件債務または利息の弁済を一度でも遅滞したとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 手形・小切手を不渡りにする等、支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。
- (4) 第三者より差押・仮差押・仮処分・競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 第三者より破産・会社更生・民事再生・特別清算の申立を受けたとき、または自ら申立をしたとき。
- (6) その他前各号に類する不信用な事実があったとき。

第5条（遅延損害金）

乙は、本件債務の弁済を遅延した場合は、遅延の翌日から完済に至るまで、

年率〇〇%の割合による遅延損害金を支払う。

※遅延損害金の限度額は、利息制限法に定められた利息の1.46倍までとなっており、超過する部分については無効となります。

第6条（連帯保証）

連帯保証人・〇〇〇〇は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について連帯保証し、乙と連帯して債務履行の責に任じる。

なお、連帯保証人は、事由の如何を問わず、民法第504条による免責を主張しないものとし、又甲がその債権全部の弁済を受けるまで、保証債務履行による代位権を行使しないものとする。

第7条（公正証書）

乙及び連帯保証人は、甲が要求したときは、本契約を強制執行認諾約款付公正証書とすることに合意し、強制執行認諾約款付公正証書作成の手続きを行うものとする。

なお、強制執行認諾約款付公正証書作成に要する費用は、乙が負担するものとする。

※強制執行認諾約款付の公正証書にすることにより、債務不履行となった場合には、裁判上の手続を経ることなく、銀行口座の差し押さえ等の強制執行が可能となります。

第8条（協議、合意管轄）

本契約に定めのない事項については、又は本契約の解釈について疑義もしくは紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、処理解決するものとする。

なお、協議が整わない場合の合意管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

平成〇年〇月〇日

甲（住 所）

（氏名または名称）

印

乙（住 所）

（氏名または名称）

印